



ジェフリー通信

すずか

2020

7月



「ジェフリーすずか通信」はホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.suzuka.lg.jp/danjo/>



県からの
案内

募集！みえの働き方改革推進企業

三重県では、誰もが働きやすい職場環境づくりを目的に、ワーク・ライフ・バランス、働き方の見直し、休暇の取得促進や残業時間の削減に取り組んだり、育児や介護をしながら働き続けられる職場づくりなどを積極的に推進する企業等を「みえの働き方改革推進企業」として登録し、さらに当該年度に登録された企業等の中から知事表彰企業を選考します。

応募対象 県内に本社または主たる事務所があり、県内において事業活動を行う常時雇用労働者を有する法人（国及び地方公共団体を除く。営利、非営利は問いません。）

応募要件 就業規則を定め、次の項目について制度化や取組を行っていること

- ① ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組、年次有給休暇の取得促進や所定外労働時間の削減など働き方を見直し、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。
- ② 出産・育児・介護について、法律の規定以上の制度・内容を実施している。
- ③ 女性・高齢者・障がい者・若年者・非正規社員を含め、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。

応募期間 令和2年4月8日（水）～9月30日（水）※17時必着

応募方法 企業（法人）からの直接応募。申請書等に記入のうえ郵送または持参にて提出

応募・問合せ先 三重県雇用経済部 雇用対策課 働き方改革・勤労福祉班

TEL：059-224-2454 FAX：059-224-2455

ホームページ「おしごと三重」<http://www.pref.mie.lg.jp/oshigoto/47388012926.html>

男女共同参画週間（6/23～29）

パネル展示・懸垂幕

今年も男女共同参画週間にあわせて、懸垂幕の掲示と市役所市民ロビーにて、男女共同参画についてわかりやすくまとめたパネル展示を行いました。



鈴鹿市役所本館 屋外 懸垂幕



6月21日（日）～27日（土）
鈴鹿市役所本館1階 市民ギャラリー
パネル展示

気になる記事を

「妻」に優しく 民法の進化論

読売新聞 4月14日 (抜粋)

生活部長 田淵英治

4月に施行された改正民法（相続法）では、配偶者の死後、残された側の住まいを確保するための制度が新設された。制度の恩恵を受けるのは、多くが妻だ。相続法改正の歴史は、家庭内で軽んじられてきた女性の権利の擁護と強化の積み重ねでもある。

住まいを保障 生活費にもメリット

法改正により、自宅の建物について、配偶者が死ぬまで利用できる権利「配偶者居住権」と、それ以外の方が所有する権利に分けられるようになった。イラストの例で、妻が配偶者居住権を選び、その価値が仮に1000万円とすると、預貯金1000万円も相続できる。子は配偶者居住権の負担付き所有権と預貯金の残り1000万円を相続する。制度に詳しい麻生興太郎弁護士は、「改正前より妻は多額の預貯金を取得でき、老後の安心感が高まる」とメリットを説明する。

配偶者居住権の有無による相続の例

夫の財産

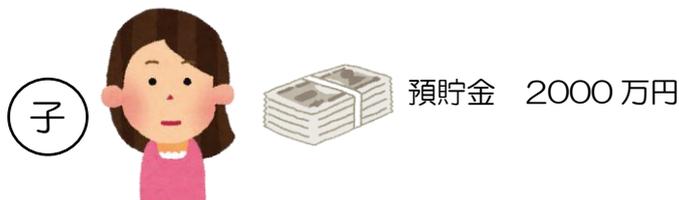


自宅 2000万円



預貯金 2000万円

改正前



改正後



ピックアップ



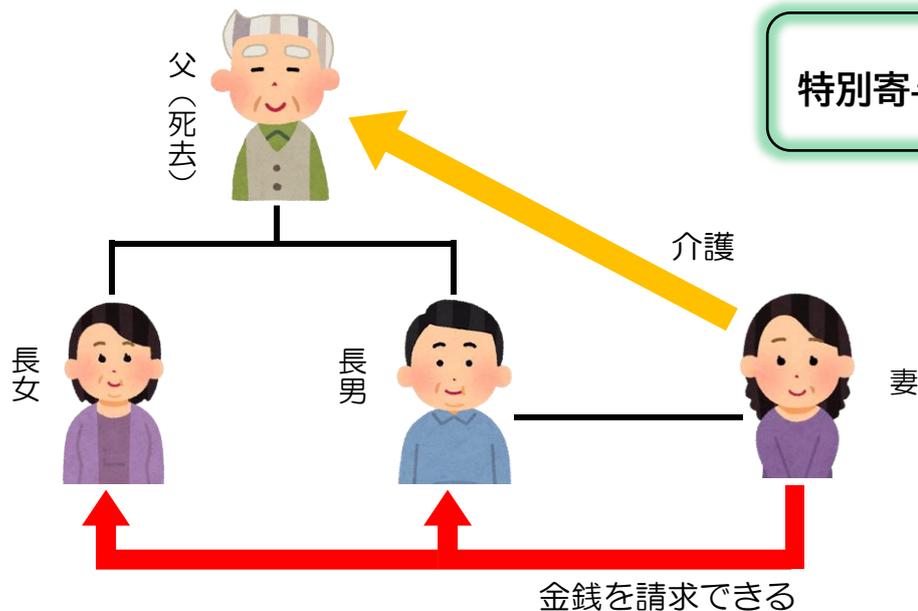
義父母の介護にも配慮

今回の相続法改正では、配偶者に配慮したものがもう一つある。一足早く 2019 年 7 月に施行された「特別寄与制度」だ。

夫の親の世話や介護を妻が担うというのはよくある話。しかし、その親が死んでも、妻は原則として相続財産の分配にあずかれない。相続人となれるのは夫やその兄弟姉妹らに限定されているからだ。

新制度は、相続人でない親族の貢献に報いるのが狙い。これにより、妻は相続人に対し、介護などで「特別の寄与」をしたとして、それに応じた金銭を請求できるようになった。

この特別寄与料の額は、当事者間で決めるのが原則。合意できない場合は、家庭裁判所の判断に委ねられる。金額でもめることはあるかもしれないが、「介護したのは私だけなのに、なぜ相続では仲間外れ？」といった不公平感は和らぎそうだ。



特別寄与制度のイメージ

女性の相続を巡る民法の変遷

施行年	主な内容
1898 年	明治民法で家制度を規定。結婚して妻となった女性は財産を夫に管理され、原則として家督相続権がなく、遺産相続権も子がない場合に認められるだけ。
1948 年	家制度を廃止。妻の相続権が認められる。子とともに相続する場合の法定相続分は配偶者が 3 分の 1、子が 3 分の 2
1981 年	配偶者の法定相続分を引き上げ。子とともに相続する場合、配偶者と子は 2 分の 1 ずつに
2019 年	特別寄与制度を創設。相続人でない親族が被相続人の介護や看病に貢献した場合、相続人に金銭の請求が可能に
2020 年	配偶者居住権を創設。配偶者に先立たれた人が、自宅に住み続けながら他の財産を取得できるように

女性のための電話相談

女性の相談員が対応します



「自分の生き方が不安になる・・・」「友だちとうまくつきあえない・・・」

「人には言えない悩みがある・・・」「突然夫から離婚を切り出された・・・」

など、さまざまな悩みをひとりでかかえていませんか？

女性のための電話相談では、家庭や地域・職場での人間関係・セクハラ・パワハラ、夫や恋人からの暴力など、あらゆる悩みについて専門の女性相談員が相談をお受けします。相談は無料、秘密は厳守いたします。お気軽にご相談ください。

☎059-381-3118 (相談専用電話)

相談日：毎週火・木・金曜日（第4金曜日・休館日を除く）

時間：10:00~12:00・13:00~16:00



7月 June 2020						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

○：相談日

7月の相談日

火曜日 7日・14日・28日

木曜日 2日・9日・16日・30日

金曜日 3日・10日・17日・31日

- ・相談は無料です。
- ・相談内容などの秘密は厳守します。
- ・必要に応じ、面接相談、市役所担当課等をご案内します。
- ・話し中の場合は、時間をおいておかけ直してください。

鈴鹿市男女共同参画センター

(愛称：ジェフリーすずか)



〒513-0801

三重県鈴鹿市神戸二丁目 15 番 18 号

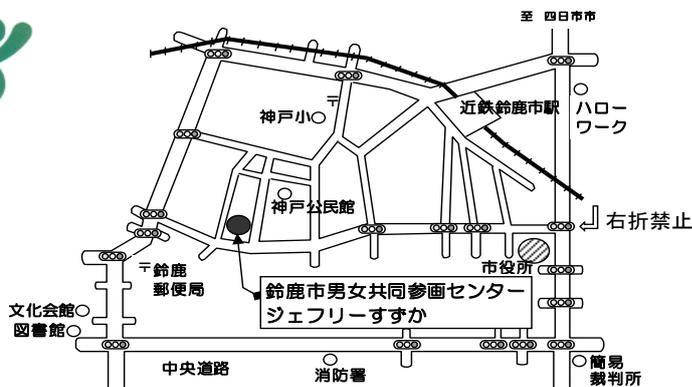
(かんべ再開発ビル3階)

TEL059-381-3113 FAX059-381-3119

E-mail danjokyodosankaku@city.suzuka.lg.jp

ジェフリーすずか

検索



シボマーク



すずかの「す」を「男女」にデザインし、性別にとらわれない生き方や対等、お互いを尊重しあう男女をイメージし、男女共同参画を推進する躍動感・ひろがり表現しました。

《記事に関するお問い合わせは、男女共同参画センターまで TEL 059-381-3113 FAX 059-381-3119》